○　大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（通達）

〔平成 24 年４月２日交規甲達第 12 号等
石川県警察本部長から部課署長宛て〕

対号　平成 21 年３月 26 日付け交規甲達第８号「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について（通達）」

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等については、これまで対号に基づき行ってきたところであるが、今般、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）の規定に基づく緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を制定し、平成 24 年４月２日から施行することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、対号は、平成 24 年４月２日付けで廃止する。

別添

平成２４年４月

大規模災害に伴う交通規制実施要領

石川県警察本部交通規制課

【凡例】

「災対法」：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
「災対法施行令」：災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）
「災対法施行規則」：災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）
「地震法」：大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）
「地震法施行令」：大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）
「地震法施行規則」：大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）
「原災法」：原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
「原災法施行令」：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）
「国民保護法」：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
「国民保護法施行令」：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
「道交法」：道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
「道路法」：道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
「緊急交通路」：災対法第 76 条第 1 項の規定に基づき指定する道路の区間
「確認標章」：災対法施行規則別記様式第３の標章及び地震法施行規則別記様式第６の標章

大規模災害に伴う交通規制実施要領目次

第１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２　大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・1
　１　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　(1)　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　(2)　緊急交通路の通行を認める車両の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　ア　緊急通行車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　　イ　規制除外車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　交通規制の具体的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　(1)　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　(2)　初動対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　ア　交通情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　イ　緊急交通路の指定等に係る連絡・調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　(3)　第一局面（大規模災害発生直後）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　ア　交通規制の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　イ　交通規制の意思決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　ウ　広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　　エ　交通規制の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　　オ　う回路対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　(4)　第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両
　　以外の車両の通行も可能となった局面）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　３　広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　４　強制排除措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第３　災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い・・・・・・・・・・・5
　１　緊急通行車両の事前届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　２　事前届出の対象とする車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　３　緊急通行車両の事前届出に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　(1)　事前届出の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　ア　事前届出を行う者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　イ　事前届出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　ウ　事前届出の際に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　(2)　届出済証の交付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　ア　届出済証の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　　イ　届出済証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

ウ　届出済証の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
エ　事前届出の処理経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4　事前届出車両の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5　事前届出車両以外の車両に係る確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
6　標章及び証明書の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
7　指定行政機関等に対する指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(1)　指定行政機関等に対する指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(2)　知事との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第４　災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い・・・・・・8
1　交通規制の対象から除外する車両の事前届出・・・・・・・・・・・・・・・9
2　事前届出の対象とする車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3　規制除外車両の事前届出に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(1)　事前届出の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
ア　事前届出を行う者及び事前届出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
イ　事前届出の際に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(ｱ)　医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両・・・・・・・・・・・・・9
(ｲ)　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両・・・・・・・・・・・9
(ｳ)　患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）・・・・・・・・9
(ｴ)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両・・・・・・・・・・10
(2)　除外届出済証の交付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
ア　除外届出済証の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
イ　緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用・・・・・・・・・10
ウ　事前届出の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4　事前届出車両の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
5　事前届出車両以外の車両に係る確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1)　燃料を輸送する車両（タンクローリー）・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2)　路線バス・高速バス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(3)　霊柩車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
6　除外証明書の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第５　地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い・・・・・・・・・・・・・12
1　地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出　・・・・・・・・・・・・・12
2　事前届出の対象とする車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用　・・13
4　地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い・・13

第６　原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い・・13
１　原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出・・13
２　事前届出の対象とする車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
３　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用・14
４　原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い・・・・・・14
第７　国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い・・・・・・・・・・・・14
１　国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出・・・・・・・・・・・・・・14
２　事前届出の対象とする車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用・15
４　国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い・・・15
（注１、注２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

【参照条文】

災害対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
災害対策基本法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
災害対策基本法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
大規模地震対策特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
大規模地震対策特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
大規模地震対策特別措置法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
原子力災害対策特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
原子力災害対策特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律・・・・・・・・・・・25
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令・・・・・・・・26

【別記様式・資料等】

別記様式　第１（緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証）・・・・・27
別記様式　第２（緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿））・・・・・・・・・28
別記様式　第３（規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証）・・・・・・・29
別記様式　第４（規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿））・・・・・・・・・30
別記様式　第５（規制除外車両確認証明書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
別記様式　第６（標章管理簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
別記様式　第７（緊急通行車両確認証明書管理簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・33
別記様式　第８（規制除外車両確認証明書管理簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・34
別記様式　第９（緊急通行車両届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
別記様式　第 10（規制除外車両届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
災対法　別記様式　第３（標章）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
災対法　別記様式　第４（証明書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
指定地方行政機関等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
送付書関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
事前届出（緊急）を済まされた方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
事前届出（除外）を済まされた方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
記載例（緊急通行車両等事前届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
記載例（規制除外車両等事前届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第１　目的

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災対法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の実施、災対法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき事務処理等の要領について定めることを目的とする。

第２　大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

１　総論

(1)　基本的考え方

ア　大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ　緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ　通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2)　緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第 76 条第１項は、大規模災害発生時等に公安委員会が「緊急通行車両……以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる」こととしている。

大規模災害発生時における交通規制の具体的な流れの詳細については、２で示すが、緊急交通路の通行を認めることとなる車両について、以下のとおり分類する。

ア　緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策（災対法第 50 条参照）に使用される車両（第３の２（５ページ）参照）

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、イ(ｱ)の規制除外車両として整理することとする。

イ　規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる２種類に分類される。

(ｱ)　自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(ｲ)　(ｱ)以外の車両

２　交通規制の具体的な流れ

(1)　基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は(3)の第一局面から交通規制の対象としないこととして通行を認めることや、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施すること。

(2)　初動対応

ア　交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努める。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

イ　緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る隣接県警察及び道路管理者との連絡・調整を開始する（なお、災対法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の実施の際は、隣接し又は近接する公安委員会は災対法第 76 条第２項の規定により交通規制の内容等を広報しなければならないため、通行禁止等の交通規制を実施した公安委員会は、災対法施行令第 32 条第３項の規定に基づき関係公安委員会にその内容を速やかに通知することとされている。）。

被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要が生じた場合などは、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、都道府県警察が実施すべき交通規制について、指導・調整を行うこととなる。

なお、災対法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の実施前においても、周辺都道府県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図ること。

また、周辺都道府県警察等においても、関係都道府県警察と緊密に連絡・調整を行いながら、高速自動車国道又は自動車専用道路が緊急交通路に指定されると見込まれる場合には、インターチェンジ等からの車両の流入を制限すること。

(3)　第一局面（大規模災害発生直後）

ア　交通規制の内容

災対法第 76 条第１項の規定に基づき、原則として、１(2)アの緊急通行車両、１(2)イ(ｱ)の規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに１(2)イ(ｲ)の規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第４に定める事前届出の対象とするもの（９ページ））以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する（注１）。

大規模災害発生直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

イ　交通規制の意思決定

大規模災害発生時には、公安委員会の意思決定が迅速に得られないおそれもあることから、緊急交通路に指定する道路、交通規制の対象等についてあらかじめ決裁を得、又は専決規定を整備するよう努めること。

意思決定の内容については、「別記様式第５の規制除外車両確認証明書の交付を受け、確認標章を掲示している車両」を、自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているものと共に交通規制の対象から除外することとなるが、意思決定の内容の標準については別途連絡する。

ウ　広報

全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう事前に広報案文や発表時間について警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日

時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について、広報する。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する国民の理解を得るよう努めること。

エ　交通規制の方法

交通規制は、災対法施行令第 32 条第 1 項の規定により、災対法施行規則別記様式第２の標示（以下「標示」という。）を設置して行うこととされている。緊急を要するため標示を設置するいとまがないときなどは、現場の警察官の指示により行うことができることとされているが、早期に標示による交通規制を行うことができるよう、標示等資機材の計画的整備・配備に努めること。

オ　う回路対策

う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行う。必要に応じて交通要点に警察官等を配置すること。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復又は一時停止の交通規制の実施等で対応すること。

(4)　第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に１(2)イ(ｲ)の規制除外車両（事前届出対象外のもの。具体例については、第４の５（10 ～ 11 ページ）参照）を除外する。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整することとなるもの。

３　広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、公安委員会が援助要求を行うものであるが、交通部隊の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊（交通部隊）の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

4　強制排除措置

緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第 76 条の３第１項の規定により、警察官は「当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる」こととされているほか、措置命令を受けた者が命令に従わなかった場合や相手方が現場にいないため措置命令をすることができない場合には、警察官自らその措置を採ることができ、また、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされている。

これらの権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置を採ったときはその措置の内容について警察本部に対する報告を求め、状況を記録しておくこと。

第３　災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

１　緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第 33 条第１項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施するものとする。

なお、第２の１(2)ア（１ページ）記載のとおり、交通規制の対象から除外する、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

２　事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第 32 条の２第２号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

(1)　大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク　緊急輸送の確保に関する事項
ケ　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2)　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

なお、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

3　緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1)　事前届出の概要

ア　事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ　事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を受付窓口とし、警察本部を経由して公安委員会に事前届出を行うこととする。

ウ　事前届出の際に必要な書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式第１の緊急通行車両等事前届出書２通の提出を求めるものとする。

(2)　届出済証の交付等

ア　届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第１の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ　届出済証の再交付

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合においては、届出済証に「再」と朱書するものとする。

ウ　届出済証の返還

公安委員会は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させること。

エ　事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第２の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

４　事前届出車両の確認

(1)　公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(2)　公安委員会は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第４の証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。

(3)　届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(4)　公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付するものとする。

(5)　確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して１ヶ月後の日とする。

確認標章及び証明書については、速やかに交付すべきものであることから、公安委員会は、事前に十分な枚数の確認標章及び証明書を準備しておくこと。

５　事前届出車両以外の車両に係る確認

(1)　公安委員会は、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認

を行うものとする。

(2)　内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等に掲載することを予定しており、緊急通行車両であることの確認を行うに当たっては、当該ホームページ等を参照する（掲載がない車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させる）とともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。

(3)　４(4)及び(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書について準用する。

6　標章及び証明書の管理

(1)　責任者

ア　警察本部

交通規制課規制補佐とする。

イ　警察署

交通（第一）課長とする。

(2)　標章及び証明書の取扱い

標章及び証明書については、速やかに交付すべきものであることから、警察本部交通規制課及び警察署では、あらかじめ印刷したものを準備しておくなどの措置を講じるものとする。

取扱責任者は、標章及び証明書の受け払いを明確にするため、別記様式第６の標章管理簿、別記様式第７の緊急通行車両確認証明書管理簿を備え付け、標章及び証明書の受け払いの状況を明らかにし、管理責任者の決裁をその都度受けるものとする。

(3)　返還された標章及び証明書の措置

返還された標章及び証明書は、取扱責任者立会いのもとで裁断処分するものとする。

7　指定行政機関等に対する指導等

(1)　指定行政機関等に対する指導

公安委員会は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

(2)　知事との調整

公安委員会は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

第４　災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1　交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる（なお、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。）。

2　事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両（注２）であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

(1)　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(2)　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(3)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(4)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3　規制除外車両の事前届出に関する手続

(1)　事前届出の概要

ア　事前届出を行う者及び事前届出先

第３の３(1)のア及びイの規定（６ページ）は、規制除外車両の事前届出に準用する。

イ　事前届出の際に必要な書類

次の書類の提示を受けるとともに、別記様式第３の規制除外車両事前確認届出書２通の提出を求めるものとする。

(ｱ)　医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

(ｲ)　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

(ｳ)　患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置

が確認できるもの）とする。

(ｴ)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）とする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2)　除外届出済証の交付等

ア　除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第３の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ　緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

第３の３(2)のイ及びウの規定（７ページ）は、除外届出済証の交付等の手続に準用する。

ウ　事前届出の処理

公安委員会は、別記様式第４の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

４　事前届出車両の確認

(1)　公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式５の証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(2)　公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して１ヶ月後の日とする。

また、公安委員会は、事前に十分な枚数の除外証明書を準備しておくこと。

(3)　第３の４(1)及び(3)の規定（７ページ）は規制除外車両であることの確認について、第３の７(1)の規定（８ページ）は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。

５　事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

第二局面においては、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする（第２の２(4)（４ページ）参照)。

規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整することとなるもの。

(1)　燃料を輸送する車両（タンクローリー)

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

(2)　路線バス・高速バス

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が 11 人以上であることを確認する。

(3)　霊柩車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

(4)　一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

ア　医薬品、医療機器、医療用資材等

イ　食料品、日用品等の消費財

ウ　建築用資材

エ　金融機関の現金

オ　家畜の飼料

カ　新聞、新聞用ロール紙

６　除外証明書の管理

(1)　責任者

ア　警察本部

交通規制課規制補佐とする。

イ　警察署

交通（第一）課長とする。

(2)　除外証明書の取扱い

除外証明書については、速やかに交付すべきものであることから、警察本部交通規制課及び警察署では、あらかじめ印刷したものを準備しておく

などの措置を講じるものとする。

取扱責任者は、除外証明書の受け払いを明確にするため、別記様式第８の規制除外車両確認証明書管理簿を備え付け、除外証明書の受け払いの状況を明らかにし、管理責任者の決裁をその都度受けるものとする。

(3)　返還された標章及び除外証明書の措置

返還された標章及び除外証明書は、取扱責任者立会いのもとで裁断処分するものとする。

第５　地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

１　地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

２　事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第 12 条第 1 項において「法第 24 条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1)　警戒宣言発令時において地震法第３条第１項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第１項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ　施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ　緊急輸送の確保に関する事項

キ　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するた

め必要な体制の整備に関する事項

ク　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2)　指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第３の３、４（(5)を除く。）、５(1)及び７の規定（６～８ページ）は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び緊急輸送車両であることの確認等に準用する。この場合において、第３の４(2)中「災対法施行規則別記様式第４」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第７」と読み替えるものとする。

4　地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第９条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第 76 条第１項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第６　原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1　原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第８条第２項において災対法施行令第 33 条第１項の規定を読み替えて適用することによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから事前届出の対象としないこと。

2　事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1)　原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第１項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア　原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ　放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ　施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ　犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ　緊急輸送の確保に関する事項

キ　食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク　その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(2)　指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第３の３、４、５(1)、(3)及び７の規定（６～８ページ）は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

4　原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第４の規定（８～12ページ）は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第４の１中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第７　国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1　国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第１項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2　事前届出の対象とする車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1)　武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のア～カに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア　警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ　施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ　保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ　輸送及び通信に関する措置

オ　国民の生活の安定に関する措置

カ　被害の復旧に関する措置

(2)　指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3　災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第３の３、４、５(1)、(3)及び７の規定（６～８ページ）は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

4　国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

第４の規定（８～ 12 ページ）は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第４の１中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、平成 24 年４月２日から施行する。

（経過措置）

2　この要領の施行の際、現に改正前及び平成 21 年３月 26 日改正前の緊急

通行車両等の事前届出・確認手続等要領の規定により交付した緊急通行車両等事前届出済証については、当該車両が該当しなくなったときまで有効なものとして取扱うものとする。

（注１）　防災基本計画（平成 23 年 12 月、中央防災会議）第２編第２章第４節１「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」では、緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、また、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うこととしている。

また、下記のとおり緊急輸送対象を想定している。

一　第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

二　第２段階

ア　上記一の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

三　第３段階

ア　上記二の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

（注２）　車両の選定は、阪神・淡路大震災、東日本大震災ともに緊急交通路の通行を認めた車両を踏まえて行っている。

【参照条文】　（17 ～ 26）　省略

別記様式　第１

災　　害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年　　月　　日 石川県公安委員会　殿 届出者住所 （電話） 氏名　　㊞	災　　害　　第　　号 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　　月　　日 石川県公安委員会　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
出　発　地		
（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

（注）１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部交通規制課、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

別記様式　第２

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

署受理番号	受付(交付)番号	番号標に標示されている番号	使用者氏名	交付年月日	備考
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	

別記様式　第３

災　　害
原子力災害　応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
出　発　地		

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

第　　号

災　　害
原子力災害　応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

石川県公安委員会　　印

（注）

１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部交通規制課、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2) 規制除外車両が廃車となったとき。
(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

別記様式　第４

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

署受理番号	受付(交付)番号	番号標に表示されている番号	使用者氏名	交付年月日	備考
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	
				．　．	

別記様式　第５

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書

石川県公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番とする。

別記様式　第６

標　　章　　管　　理　　簿

決裁					年　月　日	使用者氏名	使用理由	受払い状況			取扱者	備　考
署　長	副署長 次　長	交通官 課　長	係　長	主　任				入	出	残　数		
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							

別記様式　第７

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書　管　理　簿

決裁					年　月　日	使用者氏名	使用理由	受払い状況			取扱者	備　考
署　長	副署長 次　長	交通官 課　長	係　長	主　任				入	出	残　数		
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							

別記様式　第８

規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書　管　理　簿

決裁					年　月　日	使用者氏名	使用理由	受払い状況			取扱者	備　考
署　長	副署長 次　長	交通官 課　長	係　長	主　任				入	出	残　数		
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							
					・　・							

別記様式　第９

緊　急　通　行　車　両　届　出　書

年　　月　　日

石川県公安委員会　　殿

申請者　住　所

（電　話）

氏　名　　印

番号標に標示されている番号			
車　両　の　用　途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使　用　者	住　　所	（　　）　　局　　番	
	氏　　名		
運　行　日　時		年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで	
出　発　地　等		出　　発　　地	目　　的　　地
備　　考			

別記様式　第１０

規　制　除　外　車　両　届　出　書

年　　月　　日

石川県公安委員会　　殿

申請者　住　所

（電　話）

氏　名　　印

番号標に標示されている番号		
車　両　の　用　途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使　用　者	住　　所	（　　）　　局　　番
	氏　　名	
運　行　日　時		年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
出　発　地　等	出　発　地	目　的　地
備　　考		

別記様式　第３（第６条関係）

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式　第４（第６条関係）

第　　号 年　　月　　日 緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書 公　安　委　員　会　　印			
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　　）局　　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

指定地方行政機関等一覧表（39）　削除

緊急通行車両

事前届出・確認手続き等フローチャート　　1／2

緊急通行車両事前届出対象車両

- 災害対策基本法第５０条第１項　該当車両
  - ア 警報の発令、伝達、避難勧告・指示用務
  - イ 消防、水防その他応急措置用務
  - ウ 被災者の救護、救助、その他保護用務
  - エ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育用務
  - オ 施設、設備の応急復旧用務
  - カ 清掃、防疫その他保健衛生用務
  - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持用務
  - ク 緊急輸送の確保用務
  - ケ その他災害の発生の防御、拡大防止用務
- 大規模地震対策特別措置法第２１条第１項　該当車両
  - ア 地震予知情報の伝達、避難勧告、指示用務
  - イ 消防、水防その他応急措置用務
  - ウ 応急の救護を要すると認めれる者の救護その他保護用務
  - エ 施設、設備の整備及び点検用務
  - オ 犯罪の予防、交通規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれある地域における社会秩序維持用務
  - カ 緊急輸送の確保用務
  - キ 地震災害が発生した場合の食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生の措置、応急措置を実施するために必要な体制の整備用務
  - ク その他地震災害が発生の防止,軽減を図るための用務
- 原子力災害対策特別措置法第２６条第１項　該当車両
  - ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達、避難の勧告、指示用務
  - イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集用務
  - ウ 被災者の救難、救助その他保護用務
  - エ 施設、設備の整備、点検、応急の復旧用務
  - オ 犯罪の予防、交通規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序維持用務
  - カ 緊急輸送の確保用務
  - キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他応急措置用務
  - ク その他原子力災害の拡大の防止を図るための措置用務
- 武力攻撃事態等において国民の保護に関する基本計画、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画　該当する車両
  - ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等用務
  - イ 施設、設備の応急復旧用務
  - ウ 保健衛生の確保、社会秩序の維持用務
  - エ 輸送、通信用務
  - オ 国民の生活の安定用務
  - カ 被害の復旧用務
- 指定行政機関等該当車両
  - ◎　指定行政機関等保有車両
  - ◎　指定行政機関等と契約等をしている車両
  - ◎　災害時に指定行政機関等が調達する車両

※　ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標を有しているものは、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示が不要

緊急通行車両

事前届出・確認手続き等フローチャート　　2／2

※　緊急交通路が指定された場合に同所を通行出来る車両

◎ 緊急自動車　（確認標章不要）
◎ 自衛隊車両等（確認標章不要）

● 緊急通行車両（確認標章の掲示車両）
◎ 規制除外車両（確認標章の掲示車両）

● 緊急通行車両事前届出

申請確認手続

- 申　請　者 ― ◎　緊急通行に係る業務の実施責任者（代行者を含む）
- 申　請　先 ― ◎　車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署
- 申請書類等 ― ◎　緊急通行車両事前届出書２通
◎　車両使用業務内容を疎明する資料
◎　車検証の写し
- 確 認 審 査 ― ◎　災害応急対策に従事する者の緊急輸送計画
◎　災害応急対策に必要な物資の緊急輸送計画
◎　上記２項目以外の場合で、災害応急対策を実施するための車両

届出済証の交付

- 交　　付 ― ◎　緊急通行車両事前届出済証の交付
- 再　交　付 ― ◎　事前届出内容に変更があった場合
◎　事前届出済証の亡失、滅失、汚損、破損
  - 届出済証に「再」と朱書する
- 返　　納 ― ◎　緊急通行車両に該当しなくなった場合
◎　当該届出済証車両が廃車になった場合
◎　緊急通行車両として必要がなくなった場合

● 標章申請

第 一 局 面 ― 災害が発生し緊急交通路の指定 ― 災害応急対策で緊急輸送

緊急通行車両事前届出済証を警察署、交通検問所等に持参した際に
「標章」と「緊急通行車両確認証明書」
を交付する。

規制除外車両

事前届出・確認手続き等フローチャート　　1／2

※　緊急交通路が指定された場合に同所を通行出来る車両

◎ 緊急自動車　（確認標章不要）
◎ 自衛隊車両等（確認標章不要）

◎ 緊急通行車両（確認標章の掲示車両）
● 規制除外車両（確認標章の掲示車両）

● 規制除外車両事前届出

規制除外車両

◎ 自衛隊車両等（確認標章の**掲示が不要**）
　災害対策に従事する自衛隊・米軍及び外交官関係車両であって特別な自動車番号標の車両

◎ 規制除外車両（確認標章の掲示車両）（**事前届出対象**）
　民間事業者等の社会経済活動で大規模災害発生時に優先すべき車両
　（公安委員会の意思決定により通行を認める）
（1）医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
（2）医薬品・医療機器、医療用資材等を輸送する車両
（3）患者等運搬用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
（4）建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

規制除外車両事前届出申請手続

申　請　者 ― ◎　緊急通行車両事前届出を準用する

申　請　先 ― ◎　緊急通行車両事前届出を準用する

申請書類等 ―

◎　規制除外車両事前届出書２通
（1）医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
　車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
（2）医薬品・医療機器、医療用資材等を輸送する車両
　車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
（3）患者等運搬用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
　車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
（4）建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
　車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
　重機輸送用車両は、建設用重機と同一の使用者の届出に限って受理し、写真は重機を積載した状況のもの。

規制除外車両

届出済証の交付

- **交　　付**
  - ◎　規制除外車両事前届出済証の交付
- **再　交　付**
  - ◎　事前届出内容に変更があった場合
  - ◎　事前届出済証の亡失、滅失、汚損、破損
    - 届出済証に「再」と朱書する
- **返　　納**
  - ◎　規制除外車両に該当しなくなった場合
  - ◎　当該届出済証車両が廃車になった場合
  - ◎　規制除外車両として必要がなくなった場合

規制除外車両事前届出対象者
- 県や市等の指定公共機関等との契約を締結した場合に緊急通行車両事前届出の対象となる。

● 標章申請

第 一 局 面
- 災害が発生し緊急交通路の指定
- 医療関係車両・建設用重機輸送等の規制除外車両事前届出該当車両
  - 規制除外車両事前届出済証を警察署、交通検問所等に持参した際に「標章」と「規制除外車両確認証明書」を交付する。

※　警察庁が調整

事前届出車両以外の車両確認

- **第 二 局 面**
  - ◎　警察庁において規制除外車両の範囲を拡大
    - ・　事前届出対象外であるが、緊急交通路の交通量や道路状況等
    - ・　緊急度、重要度を考慮
    - ・　交通規制の対象から規制除外車両の範囲を拡大。
- **対 象 車 両**
  - ◎　燃料を輸送する車両（タンクローリー）
  - ◎　路線バス・高速バス
  - ◎　霊柩車
  - ◎　一定の物資を輸送する大型貨物自動車（緑色の事業用ナンバー）
    - ア　医薬品、医療機器、医療用資材等
    - イ　食料品、日用品等の消費財
    - ウ　建築用資材
    - エ　金融機関の現金
    - オ　家畜の飼料
    - カ　新聞、新聞用ロール紙

送付書関係　（44 ～ 49）　省略
事前届出（緊急）を済まされた方へ（50）　省略
事前届出（除外）を済まされた方へ（51）　省略

別記様式第１　　（記載例）

災　　害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 平成○○年○○月○○日 石川県公安委員会　殿 届出者住所　金沢市○○２丁目３番４号 （電話）076-000-1111 氏名　○○市役所道路整備課長 ○山 □男　㊞	災　　害　　第　　号 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　　月　　日 石川県公安委員会　　印

番号標に表示されている番号		金沢　１１　や　１１４２号
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		例１　道路の応急復旧用務 例２　生活必需品の緊急輸送（食料品、飲料水等）
使用者	住　所	金沢市△○町１丁目２番３号 （　　）　　局　　番
	氏　名	株式会社　○△運送 （車検証上の使用者を記載する）
出　発　地		金沢市
（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。		

（注）１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

※　この届出書の場合、○○市役所所有の車両でないので、株式会社○△運送と○○市役所との「緊急輸送協定書」等又は○○市役所道路整備課　○山□男又は市長の「車両使用業務内容を疎明」する書類の写しを添付する必要がある。

※　欄外に鉛筆等で警察署、署受理番号を記載しておくこと。

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３

（記載例）

災　　害
原子力災害　応急対策用
国 民 保 護 措 置 用

規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書

平成○○年○○月○○日

石川県公安委員会　殿

届出者住所　金沢市○○３丁目４番５号
（電話）○○○－○○○○
氏名　△△重機(株)社長　□田 □男 ㊞

番号標に表示されている番号		金沢　１００　○　１２３４号
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		例１　建設用重機輸送 例２　医薬品・医療機器を輸送
使用者	住　所	金沢市○○町３丁目４番５号 （　　）　　局　　番
	氏　名	△△重機株式会社 （車検証上の使用者を記載する）
出　発　地		金沢市

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

第　　号

災　　害
原子力災害　応急対策用
国 民 保 護 措 置 用

規制除外車両事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

石川県公安委員会　　印

（注）

１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

※　この届出書の場合、車検証及び届出内容を確認できる書類を添付する必要がある。
例えば重機輸送用車両であれば車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状ができるもので、重機を積載した状況）が必要。

※　欄外に鉛筆等で警察署、署受理番号を記載しておくこと。

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。